川北町行財政改革大綱

(見直し)

昭和6 1年 5月策定 平成 8年 3月改定 平成 1 1年 1 2月改定 平成 1 8年 3月改定 平成 2 3年 1 1月改定 平成 2 9年 3月改定

川北町

目 次

はじ	めに			2		
I	基本	方針		3		
П	推進	方法		4		
Ш	行財	改改革の	内容	5 ~ 1 4		
	1.	効率的で	質の高い行政運営の推進			
		1 - 1	事務事業の見直し			
		1 - 2	次代に即応した組織・機構の見直し			
		1 - 3	定員管理・給与の適正化			
		1 - 4	人材の育成と確保			
		1 - 5	行政のデジタル化の推進			
		1 - 6	公共施設の管理運営			
	2.	町民との	協働による開かれたまちづくりの推進			
		2 - 1	情報公開の推進			
		2 - 2	情報通信技術(ICT)の活用による電子行政	サービス		
			の向上			
		2 - 3	町民参加のまちづくり			
	3. 持続可能な財政運営					
		3 - 1	歳入の確保			
		3 - 2	入札・契約方式の見直しと適正なコスト管理			
		3 - 3	補助金等の見直し			
		3 - 4	財政指標の目標設定と公表			
	付	川北町行	財政改革推進本部設置要綱			
		川北町行	財政改革推進本部名簿			

はじめに

本町では、昭和61年5月に「川北町行財政改革大綱」を策定し、実現 に向けて常に行財政改革に取り組んでまいりました。

その後、地方公共団体を取り巻く環境の変化や多種多様化する行政需要に対応するため、5回にわたり、行財政改革大綱の見直しを図り、種々の制度や組織の改革を順次推進してきました。

そして、平成28年3月、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」 を踏まえ「川北町人口ビジョン」、そして「川北町版総合戦略」を策定し、 令和2年3月に「川北町版総合戦略」を改訂しました。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化や環境問題、行政ニーズの高度化・多様化、そしてデジタル化など、社会情勢の急激な変化と景気の低迷により、厳しさを増しています。また、地方分権の進展に伴い、行財政運営の自主・自立や町民主体のまちづくりが求められています。このような状況の中、これまでの取り組みを継承、発展させ、本町が今後取り組むべき課題に適切かつ迅速に対応しうる行財政システムの構築と町民との協働による開かれたまちづくりの推進、そして財政健全化の維持の3点の充実を図ります。

とりわけ、令和2年からの新型コロナウイルス感染症により地域社会はこれまで経験したことのない未曾有の危機に陥り、国はもとより、行政にとっても大きな変革の時代を迎えることとなりました。これを契機としてさらに安心と安全への対応が重要であることを痛感しています。

これからも真に豊かさを実感できる「より健やかな町づくり」の推進に必要な基盤の確立を目指します。

I 基本方針

社会情勢や経済状況の変化により、行政ニーズの多様化、高度化が進み、 地方分権の進展が益々加速する中、自己決定・自己責任の原則の下、町民 本位で経営感覚に立脚したきめ細やかで柔軟な行財政運営と更なる住民福 祉の向上が求められています。

このため、これまでに進めた行財政改革をさらに発展させ、町民との協働による効率的で質の高い行政運営の推進と過度な負担を将来に残さないよう財政の健全化を堅持し、真に豊かさを実感できる「より健やかな町づくり」の推進に必要な基盤の確立を目指します。

【基本方針の3つの柱】

1、効率的で質の高い行政運営の推進

社会環境の変化や地方分権の推進により、事務処理業務の多様化・高度化、そしてデジタル化が進展していることに伴い、事務の簡素化や効率化を図るとともに、人材育成による職員の資質向上を目指します。また、職員の適正配置と定員管理及び給与の適正化を一層推進し、事務事業の見直しとICTの活用を図りながら、質の高い効率的な行政運営を推進します。

2、町民との協働による開かれたまちづくり・広域連携の推進

積極的な情報提供を進め、町民の声を可能な限り町政に反映させるとともに住民サービスの利便性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進します。また他市町との広域連携をさらに強化して町民満足度の向上に取り組みます。

3、財政健全化の維持

これまで取り組んできた町の施策を継続・発展させながら、経費負担のあり方・費用対効果等を精査し、事業の整理・合理化や重点化を図るとともに、歳入の確保と歳出の抑制に取り組み、財政の健全化の維持に努めます。

Ⅱ 推進方法

1 推進期間

本大綱の推進期間は、おおむね5年間とします。ただし、長期的な 視点で取り組むべきものについては10年間を目標とします。

2 推進体制と進行管理

本大綱の推進体制と進行管理については、引き続き、庁内の川北町 行財政改革推進本部において実施します。また、内容については、進 捗状況や社会環境の変化、そして町民や町職員の意見に基づき、定期 的に開催する町行財政改革推進本部において協議し、必要に応じて見 直しを行うなど、PDCAサイクルを回します。

さらに、本大綱を計画的に推進するために、行財政改革実施計画を 策定し、実施状況についても必要に応じて公表します。

Ⅲ 行財政改革の内容

1. 効率的で質の高い行政運営の推進

1-1 事務事業の見直し

厳しい財政事情の下、社会環境の変化や地方分権の推進による行政 ニーズと事務事業の多様化・高度化に的確に対応するため、既存の事 務事業を見直すと共に広域行政や民間等で委託可能な部分についても 検討を進めます。

(1) 事務事業の整理合理化

限られた行政資源(人・もの・金・情報)の中で、緊急性、優先性、効率性等を十分に精査し、既に初期の目的を達成したものや、効果が希薄となったものについては、廃止・縮小・統合を図り、継続して行う業務についても更なる効率化、簡素化に取り組み、経費の節減を図ります。また、全庁に亘る推進体制を確立すると共に、各種施策の実施にあたっては、常にSDGsを意識した取り組みに努め、町民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域の活性化を目指します。さらに、職員一人ひとりが目標を立てて事務改善に積極的に進めます。その他、物品、公用車等の集中管理の検討や必要性のなくなった例規等の整理、そして申請手続きの簡略化にも取り組みます。

(2) 民間委託等の推進

本町では、これまでも可能な限り民間委託をしています。今後も民間が担える事業については、行政が実施するものと同等以上の費用対効果やサービス水準が期待できることを前提として、積極的にかつ計画的に業務の外部委託を進めます。また、公共施設への新たな指定管理者の導入についても、慎重に検討し、可能なものについては移行し、民間機能の活用を図ります。

(3) 広域行政の推進

現在、環境衛生、ごみ処理、消防、介護認定、後期高齢者医療、滞納整理等は既に広域化されており、また、住民票・印鑑証明等の発行も、他自治体と相互発行ができるようになっています。今後も、公共施設の相互利用や事務事業の広域処理に対する研究・調査を模索するなど、引き続き広域行政を推進します。

1-2 次代に即応した組織・機構の見直し

急速に変化する社会情勢と行政ニーズの高度化、多様化、そして地 方分権に的確に対応するととともに、簡素で効率的な組織・機構の推 進を図ります。また、第三セクターについても見直しを図ります。

(1)組織・機構の見直し

当町では、これまでも、組織・機構の見直しを行ってきましたが、 今後とも、新たな行政需要には、スクラップ・アンド・ビルドによ り、質素で効率的な組織・機構の維持・推進を図り、町民の視点に 立った機構の改革を、弾力的かつ柔軟に実施します。

また、業務に応じて会計年度任用職員や再任用職員を配置するなど、弾力的な対応を行います。

(2) 第三セクターの見直し

土地開発公社や余暇健康開発公社などの公社等の外郭団体については、社会情勢や町民の要望等を踏まえた適正な運営が求められています。

今後とも、連携を密にし、さらに効率的な運営が図れるよう努めるとともに、自主性の確保にも取り組みます。

(3) プロジェクトチーム・ワーキンググループの活用

町の重要課題に対応するため、これまでも企業誘致や防災などの分野において、プロジェクトチームやワーキンググループ (作業部会)などの横断的組織により取り組んでいますが、今後も、これらの横断的組織を柔軟に活用し、庁内の情報共有、連携強化、意思決定の透明

性の確保を図るとともに、迅速な課題解決や計画の着実な推進を図ります。

1-3 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

平成8年度に5か年の定員管理適正化計画(以下「適正化計画」という。)を策定した後、4次にわたる適正化計画を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、会計年度任用職員制度の導入などにより、事務処理負担の軽減や合理化を図りながら、定員管理の適正化に取り組んでまいりました。

今回、適正化計画を見直すにあたり、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立や町民の安全・安心の確保、少子高齢化対策、子育て・教育環境の充実等の重点施策を着実に進めるとともに、「変革」と「創造」に挑みつづける職場環境を醸成するため、会計年度任用職員や再任用職員の柔軟な活用を図り、事務処理負担の軽減、合理化に努めつつ、職員の健康に留意し、職員定数の適正化に取り組んでまいります。

(2) 数值目標

していくものとします。

令和3年度から5年間を計画期間とします。定員管理の数値目標となる職員数については、定年延長も十分考慮し、計画期間において今後の退職者数の見込み及び業務量に配慮しながら、職員の新規採用者数を決定することを基本とし、職員の年齢、構成の歪みの解消に努めながら、制度改正に応じ見直しを行い、適正な人数確保に努めます。また、豊富な経験と知識を必要とされる業務については再任用の活用を図るとともに、会計年度任用職員の活用についても、柔軟に対応

令和8年4月1日の職員数については、令和3年4月1日の職員数(89人)をおおむね維持することとします。

(3) 給与の適正化

国に準じた給与制度を基本としながら、町の実情をふまえ適正な給与制度とその運用、給与水準、特殊勤務手当の見直しを図り行財政基盤の確立を推進します。また職員の政策形成能力を向上させるために、能力実績に応じた評価を図り、明確な人事評価制度により結果を昇給、昇格、手当に反映させ、職員の意欲向上や職場の活性化を図ります。

(4) 職員の働き方改革

職員が意欲的に働き、能力を最大限に発揮するためには、いきいきと働ける職場環境が必要であることから、働きやすい職場環境づくりを進めるため、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進、ストレスチェック制度による集団分析を行うことなどにより、職場環境の改善に取り組みます。

1-4 人材の育成と確保

少子高齢化の進展、町民のニーズや価値観の多様化、デジタル化など社会経済情勢は、大きく変化しています。

ますます地方分権が進展する中にあっては、様々な行政課題に対して積極的に取り組み、町独自の創意工夫が求められています。また、安定的な質の高い公共サービスを確保するためには、職員一人ひとりの資質を向上させるとともに意識改革の推進を図ります。

人事評価制度の「管理目標」の考え方としくみを活用することによって職場における職務遂行を基本とした人材育成を積極的に推進します。 目指す職員像として、社会情勢の変化・行政を取り巻く環境のなかで 町民からの信託に応えられるような職員をめざします。

- ① 町民全体の奉仕者として、高い倫理観を持ち、公平、公正に職務を行う職員
 - ・職員一人ひとりが町民全体の奉仕者であることを常に自覚した上で 信念と使命感を持って職務に専念し、全力を尽くし、行政課題に対 しては、専門性のあるプロ職員として公平、公正、そして的確に対 応し常に誠実な姿勢で取り組みます。

- ② 町民のニーズを的確に把握し、すばやく柔軟に対応する職員
 - ・社会環境の変化や新たな時代の動きを的確に把握し地域の課題に取り組み、幅広い視点で先進的、個性的企画を立案、実施、評価できる職員。
- ③ 高い人権意識を持ち、自他ともに啓発に努める職員
 - ・自律的に、自発的に地域住民が参画し、行政と町民の協働による地域づくりを進めます。
- ④ 高い経営感覚を備え、事業効果を的確に行う職員
 - ・行政課題に対する先見性ある判断や意思決定のできる能力、またコスト感覚を排除し常に日常業務の改善等を考える職員。
- ⑤ 総合的な能力を発揮できる職員
 - ・職務遂行に当たっては、職員の個々の能力を組織の力として集約することが必要であり、職責に応じて知的能力、対人能力、管理能力など総合的に発揮できる職員。
 - ・人事評価制度では、自ら設定した目標について職員が達成に向けて 創意工夫などを行いながら主体的に取組みを進めます。
- ⑥ 各種研修内容の改善充実
 - ・多様化する行政需要に対応し得る柔軟な識見と能力を有する職員を 育成するため研修ニーズに適した研修を設定し、時代に即した研修 内容の改善、充実に努めます。
 - ・政策あるいは事務改善等の職員提案制度を充実させることにより、 課題意識や能力の向上を図ります。
 - ・職員一人ひとりの職務遂行能力の向上に視点を置いた段階層別研修 を実施し、それぞれの階層に求められる能力向上等を図るため研修 内容の充実強化に努める。職責に応じた職務遂行に必要となる知識、 技能等を習得し向上を図ります。
 - ・質の高いきめ細かな住民サービスを提供するため高度な専門知識等 に基づく的確な事務処理能力の向上を図る研修の充実。
 - ・物事を法的な視点からとらえる能力及び法制執務に関する必要な知 識等の法的実務能力の向上を図ります。
 - ・情報化社会の進展に対応するための政策を形成実施していく上で必要とされる能力であり、業務を効果的に遂行するための情報通信機

器等の活用能力の向上を図ります。

⑦ 男女共同参画の推進

・川北町男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成に 向けて、女性管理職の登用を図り、その理念の共有と職場環境の整 備に努めます。

1-5 行政のデジタル化の推進

令和3年9月1日にデジタル庁が創設され、行政のデジタル化が強力に進められています。本町においても、自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進体制を構築し、個人情報保護や情報セキュリティーに万全を期し、行政サービスの利便性・効率性とコスト面を考慮しながら、デジタル化の基盤整備とICT技術を活用するため以下の取り組みを推進します。

- ・自治体業務システム標準化への適切かつ円滑な移行
- ICT技術を活用した行政手続きの推進
- ・町ホームページやSNS等を活用した町情報発信の充実
- ・福祉や保健事業など多方面に対するICTの活用
- ・公有財産管理システムや文章管理システム、電子決済の導入の検討
- タブレット端末の利活用と Wi-Fi 環境の整備
- ペーパレス化の推進
- マイナンバーカードの多目的利用の推進
- ・県市町電子自治体共同利用の推進
- ・自治体クラウドの活用
- ・職員の基本的スキルと情報活用力の向上に向けた研修の充実

1-6 公共施設の管理運営

公共施設については、施設の集中化や民間委託の推進により、管理 費用の節減や効率的な施設管理に努めています。今後、費用対効果の 検証や利用実態の把握に引き続き取り組み、設置目的の効率的な達成 を図るとともに、さらなる施設利用の利便性の向上と効率的な管理に 努めます。このため、次の事項についても検討を進めます。

- ・指定管理者制度を含む民間委託の推進
- ・町民のニーズや効率性を考慮した、施設の利用時間の見直し
- ・インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入
- ・受益者負担の原則に基づく、使用料の見直し
- ・ 障がい者、 高齢者に配慮した施設整備の推進
- ・費用対効果の低い施設の統廃合や用途変更

また、建設から長い年月が経過し、老朽化が進んでいる施設については、「公共施設等総合管理計画」や「公共施設等個別施設計画」、「学校施設長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や改修に努め、利用者の安全・安心の確保を図ります。

- 2. 町民との協働による開かれたまちづくりの推進
 - 2-1 情報公開の推進

町民と行政が協働したまちづくりを推進するため、広報、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、町の保有する情報を積極的に公開します。また、個人情報保護の徹底を図りながら、町民と行政の情報の共有化と信頼関係の構築に努め、透明性の高い、開かれた行政の実現を目指します。

- 2-2 情報通信技術 (ICT) の活用による電子行政サービスの向上 情報公開や行政サービスの推進を図るため、インターネット・SNS などを積極的活用し、町民の利便性の向上に努めます。
- 町ホームページの充実とユニバーサルデザイン化
- ICT技術を活用した行政手続きの推進
- ・インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入
- インターネットアクセシビリティー(使い易さ)の向上
- 申請書様式等のダウンロードサービスの充実

2-3 町民参加のまちづくり

町民の声を可能な限り町政に反映させるための取り組みを積極的に進めます。

(1) 審議会等の積極的活用と整理統合

町民と協働したまちづくりを推進していく上で審議会・委員会等の 果たす役割は非常に大きく、今後も積極的に活用を図るとともに、委 員の一般公募についても検討します。また設置目的や必要性を検討し、 整理統合に努めます。

(2) 町民の声を取り入れる機会の充実

町民の声を可能な限り町政や施策に反映させる機会の充実を図るため、様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業に反映させます。

(3) 各種団体の支援

まちづくりを推進する上で大きな役割を果たしている各地区、各種団体の活動やNPO団体等の育成に対して、積極的に支援するとともに、自主的運営を促進します。

3. 持続可能な財政運営

3-1 歳入の確保

これまで取り組んできた町のきめ細かな各種施策を継続・発展させるとともに、将来にわたって安定的な財政基盤を維持するためには、歳入の確保が必須条件です。このため、企業誘致や集落周辺部における宅地開発、産業の振興のほか、次の取り組みを行い、歳入の確保を図ります。

(1) 未活用財産の処分

未活用の公有地(普通財産)などの洗い出しと売却可能資産の把握に 努め、必要に応じて売却や貸付を行い、収入増を図ります。

(2) 受益者負担の適正化

周辺自治体の動向を見極めながら、受益者負担の原則に基づく、負担金、使用料、手数料等の見直しを図ります。

(3) 税や使用料の徴収体制の強化

町民負担の公平性を確保するため、全庁的な税や使用料の徴収体制の 見直しに取り組み、口座振替の奨励や督促、徴収の徹底、キャッシュ レス決済の導入を図り、徴収率・利便性の向上を目指します。

(4) ふるさと納税事業の推進

本町のふるさと納税事業の周知に努めるとともに町内事業者のふる さと納税制度への理解を深め、返礼品の充実を図ります。また、寄付 者への使い道に関する報告を行い、リピーターの確保を目指します。

3-2 入札・契約方式の見直しと適正なコスト管理

入札・契約方式について、国の指針に沿って、県や他市町の取り組みを参考にして、電子入札の導入や総合評価方式など契約方式の多様化を検討し、コストの縮減や手続きの合理化を進めます。

また、限られた財源の中、効率的な公共工事の執行を図るため、必要性、緊急性など費用対効果を十分に検証すると同時に、適正なコスト管理に努めます。

3-3 補助金等の見直し

これまで取り組んできた各種施策を継続しながら、行政の責任分野・経費負担のあり方・行政効果等を十分精査し、補助目的を達成したものや、時代の変化により効果の薄れた事業を抜本的に見直し、統合・廃止等整理合理化を図ります。また、新たに補助金等を設ける場合にあっても、必要性や費用対効果等を十分に検討するとともに、政策的補助金・交付金についても内容を十分精査し、総額の抑制に努めます。

3-4 財政指標の目標設定と公表

行財政改革の具体的成果を示す財政指標のうち、経常収支比率と実質 公債費比率については、今後5年間の数値目標を設定し、その実現に 鋭意努力します。また、新地方公会計制度の導入に取り組み、普通会 計財務書類及び連結財務書類を作成、公表し、町の財政状況の透明化 と説明責任の強化を図ります。

・<u>実質公債費比率…10.0%以下を維持します</u> ※過去5年間の決算における実質公債費比率の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
8.6%	9.0%	9.6%	9.9%	9.5%

・<u>経常収支比率…85.0%以下を目指します</u> ※過去5年間の決算における経常収支比率の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
78.5%	79.3%	87.7%	85.7%	85.1%